

下野市立中学校及び義務教育学校後期課程における拠点校部活動実施要項

令和 7 年 3 月

下野市教育委員会

1 目的

「栃木県中学校体育大会拠点校部活動参加規程」に基づき、下野市立中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校」という。）に在籍する生徒がスポーツ活動に親しむことができる機会を確保するため、学校、地域、保護者の理解と協力を得ながら、拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）を実施し、持続可能な部活動の実現を図る。

2 趣旨

- (1) 拠点校方式による部活動とは、運動部活動に参加したい生徒の在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町内の拠点となる学校が受け入れるというものである。
- (2) 下野市においては、在籍校に希望する部活動がない場合に、当該生徒を市内の拠点となる中学校が受け入れるものである。
- (3) 生徒が希望する部活動に参加できる救済措置であり、勝利至上主義を目的とするものではない。

3 事業主体及び実施主体

事業主体は、下野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、実施主体は、中学校とする。

4 拠点校部活動の決定について

拠点校で実施する部活動については学校間で協議するものとし、部員数に応じた顧問数や活動場所、生徒の移動距離等安全面を考慮した上で教育長が決定する。

5 実施期間

期間は 1 年間（年度単位）を基本とするが、継続も拒まないものとする。

6 拠点校部活動への参加条件

以下の全てを満たす生徒が参加できるものとする。

- (1) 在籍校に希望する部活動が設置されていない、または、入学時点において部活動の改廃のために新入部員の募集が停止されていること。
- (2) 原則として、練習中、教員、保護者の付き添いを必要としない生徒であること。
- (3) 拠点校の部活動の方針や規約に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生活指導に同意した生徒であること。
- (4) 授業日、休業日共に拠点校部活動への参加が可能な生徒であること。

7 実施申請から実施決定までの流れ

- (1) 拠点校部活動に参加を希望する生徒及び保護者は、在籍校が定める期間内に拠点校部活動参加申込書兼保護者同意書（様式第1号）を在籍校に提出する。
- (2) 在籍校の学校長は、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認し、提出された様式第1号の写しと拠点校部活動実施申請書（様式第2号）を拠点校の学校長に提出する。
- (3) 拠点校の学校長は、在籍校の申請に基づき、拠点校部活動の実施を承諾するときは、拠点校部活動実施申請書（様式第3号）に在籍校から提出された様式第1号及び第2号の写しを添付して、教育委員会に提出するとともに、教育委員会に提出した様式第3号の写しを在籍校に送付する。
- (4) 教育委員会は、在籍校及び拠点校の申請等に基づき、拠点校部活動の実施の可否について決定し、拠点校部活動実施許可通知書（様式第4号）又は拠点校部活動実施不許可通知書（様式第5号）をもって在籍校及び拠点校の学校長に結果を通知する。
- (5) 教育委員会は、拠点校部活動の実施が許可された場合は、下都賀地区の連盟事務局に在籍校及び拠点校に通知した様式第4号の写しを送付する。

8 実施許可後の活動について

- (1) 参加生徒は、拠点校の部活動方針（活動日、大会参加等）、規約等に従い活動するとともに、活動中は拠点校の生活指導に従う。
- (2) 生徒又は保護者が拠点校の部活動方針、規約等に従わない場合には、拠点校の学校長が当該生徒の拠点校部活動への参加を停止することができる。
- (3) 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

9 大会等の参加について

- (1) 大会等への参加に当たっては、主催者が定める大会要項等に従う。
- (2) 大会等への参加に当たっての事務は、拠点校が行う。

10 事故への対応について

- (1) 在籍校及び拠点校の指導の下での移動及び活動中の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。
- (2) 移動及び活動中における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校が行い、必要に応じ在籍校と連携して対応する。
- (3) 移動及び活動中の事故等に関して独立行政法人日本スポーツ振興センターへの請求手続き等が生じた場合には、当該生徒の在籍校が手続きを行う。

11 その他

その他拠点校部活動の実施に関し必要な事項は、教育委員会及び下野市中学校長会が別に定める。